

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書
重要事項説明書 契約書別紙
契 約 書
情 報 提 供 同 意 書

医療法人社団 明芳会
介護老人保健施設 クローバーのさと
イムスケア カウピリ板橋
03-3955-9608

医療法人社団明芳会 クローバーのさと カウピリ板橋

訪問リハビリテーション重要事項説明書

介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. みなし指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団明芳会
代表者役職・氏名	理事長 中村哲也
本社所在地	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
事業概要	IMSグループとして多数の総合病院、介護老人保健施設、診療所、介護支援センター、訪問看護ステーション、医療及び看護専門学校他、数多くの医療・保険・福祉施設を持つ

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業者について

(1) 事業所の所在地等

事業者名称	医療法人社団明芳会 介護老人保健施設 クローバーのさと イムスケアカウピリ板橋
介護保険指定 事業所番号	1351980022
事業所所在地	東京都板橋区仲町1-4
連絡先	Tel 03 (3955) 9608 Fax 03 (3955) 9660
相談担当者名	リハビリテーション科 原裕史
事業の実施地域	板橋区

(2) 事業の目的及び運営の方針

○事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

○運営の方針

1. 要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2. 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から金曜日 ※但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 営業時間 8:30から17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

- サービス提供日 月曜日から金曜日 ※但し、12月30日から1月3日までを除く。
- サービス提供時間 8:30から17:30

(5) 事業所の職員体制

- 管理者 理学療法士 原裕史

○人員数

- | | | | |
|-------|------|----------------|--------------|
| 理学療法士 | 2名以上 | (常勤 2名 非常勤 0名) | ※介護老人保健施設と兼務 |
| 作業療法士 | 0名以上 | (常勤 0名 非常勤 0名) | |
| 言語聴覚士 | 0名 | (常勤 0名 非常勤 0名) | |

○職務内容

1. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
2. 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が多職種協働により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って「(介護予防) 訪問リハビリテーション計画」を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
3. 「(介護予防) 訪問リハビリテーション計画」に基づき、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
4. 常に利用者の病状、心身状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
5. それぞれの利用者について、サービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

3. (介護予防) 訪問リハビリテーションの内容及び費用について

(1) (介護予防) 訪問リハビリテーションの内容について

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

1. 利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
4. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く）
5. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

契約書別紙を参照ください。

4. その他の費用について

○交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて 1 km未満	0 円
1 km以上毎に	1 0 0 円

○キャンセル料

1. サービス提供日の 24 時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス実施日の当日朝 8：30 までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全額又は一部を請求することができます。

5. 料金のお支払い方法

《介護保険ご利用の場合》

1. 当施設は、本重要事項説明書に基づく訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の請求書（明細書）を交付します。
2. 当月料金の合計額の請求書（明細書）を、翌月 10 日前後に送付又は、訪問リハビリ担当者が、直接お渡します。利用者及び家族は、当施設に対し、当該合計額を月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は当施設窓口にて現金払い又は、当施設指定銀行口座への振込みの 2 方法があります。
3. 当施設は、利用者又は家族から、利用料金の支払いを受けたときは、領収印を押印します。
4. 正当な理由がないにもかかわらず、利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する職員変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、以下の担当者までご相談ください。

担当者 : 訪問リハビリテーション責任者 原 裕史
連絡先電話番号 : 03 (3955) 9608
連絡先 FAX 番号 : 03 (3955) 9660
受付時間 : 月曜日から土曜日 8:30～17:30

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望を出来るだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者証の住所などの変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、有効期限が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
3. 医師及び理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその計画について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
4. サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. サービスの終了に関して

1. 利用者は事業者に対して、14 日間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合には、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者にたいして本契約を継続し難いほどの背信行為（セクハラ、暴力等）をおこなった場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者の都合により、1ヶ月以上の中止期間があった場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③ 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合
- ④ 利用者が死亡した場合

9. 虐待防止・身体拘束の適正化について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(倫理委員会)を定期的開催するとともに、その結果について、リハビリ職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 2. 虐待の防止のための指針を整備しています。虐待の防止・身体拘束の適正化の為の研修を定期的実施します。
- 3. サービス提供中に、当施設従事者又は養護者による虐待などを受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
- 4. 利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ないません。
- 5. やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、事前に十分な説明の上利用者様又はご家族等に同意を得るとともに、その状態及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- 6. 上記に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を選定しています。
担当者：訪問リハビリテーション責任者 原 裕史

10. 個人情報の取り扱い・提供について

当事業所は、利用者からご提供いただいた、ご本人及び家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

- 1. 利用者への訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）提供（サービス担当者会議・計画・報告・連絡・相談等）・介護保険業務（ケアプラン作成等）・利用者のために行う管理運営業務（会計、報告事務、看護・医療サービスの向上）・当事業のために行う管理運営業務（業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）
- 2. 当事業所は利用者から、ご本人と識別される保有個人情報の開示を求められたときは、利用者に対し、遅延なく、当該保有個人情報を開示いたします。なお、開示の方法は書面の交付または求めを行った方が同意された方法と致します。

1 1. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1 2. 身分証携行義務

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 3. 連携

事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

1 4. サービス提供の記録

1. 事業者は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その記録は、この契約の終了後2年間保管します。
2. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録実施の複写物の交付を受けることができます。(有料)

1 5. 衛生管理等

1. サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. (介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 苦情のご相談

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

●担当窓口：TEL 03-3955-9608（代表）

担当者：訪問リハビリテーション責任者 原 裕史

相談時間：月～土 8：30～17：30

●当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

◇板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 板橋区介護保険苦情相談室
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区役所 北館 2 階
TEL : 03-5970-1202

◇東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
TEL : 03-6238-0011 (大代表) FAX : 03-6238-0022

17. BCP（業務継続計画）

自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき、リハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じます。

1. 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行ないます。
2. 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行ないます。

18. その他

当事業所は実習指定施設となっております（リハビリ実習生等）ので、同行訪問することがあります。

訪問リハビリテーション重要事項説明書契約書別紙

介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書契約書別紙

医療法人社団明芳会 介護老人保健施設 クローバーのさと
イムスケア カウピリ板橋

医療法人社団明芳会 介護老人保健施設 クローバーのさと イムスケアカウピリ板橋は、
令和 年 月 日付でお申し込みのありました

(利用者氏名) _____様に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスを提供致します。

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)につきましては、主治医の指示に基づき、利用者様の状況、ご希望に応じて訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画を立案し、進めさせていただきます。

1. リハビリテーション計画立案について

☆ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 希望日・時間

《希望曜日》 ☐月曜日 ☐火曜日 ☐水曜日 ☐木曜日 ☐金曜日

《希望時間》 (: ~ : を希望します)

☆ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)ご利用サービス内容

☐日常生活動作訓練 (☐食事 ☐更衣 ☐排泄 ☐入浴 ☐移動 ☐外出 ☐その他:)

☐生活関連動作訓練 ☐身体機能の維持 ☐ご家族への介護方法指導

☐住宅改修の相談 ☐福祉用具の相談 ☐その他()

2. 利用料金

該当 項目	内容	金額			備考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
	訪問リハビリテーション 費	342 円/回	684 円/回	1026 円 / 回	1 回 (20 分) につき週 6 回限度
	介護予防訪問リハビリテー ション費	331 円/回	662 円/回	993 円/回	1 回 (20 分) につき週 6 回限度
	サービス提供体制強化加算 I	7 円/回	14 円/回	20 円/回	経験豊富な理学療法士等が在籍し、 質の高いサービスを提供する体制を 評価するための加算
	移行支援加算	19 円/日	38 円/日	57 円/日	社会参加に資する取り組みを行い、 厚生労働大臣が定める基準に適合し た場合
	短期集中リハビリテーショ ン実施加算	222 円/日	444 円/日	666 円/日	退院(所)日又は認定日から起算して 3 か月以内にリハビリを実施した場合

	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	266 円/日	533 円/日	799 円/日	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から 3 か月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行う場合
	リハビリテーションマネジメント加算 ロ	237 円/月	473 円/月	710 円/月	リハビリテーション会議を実施し、訪問リハビリテーション計画について理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が説明し、LIFE に提出した場合
	事業所医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合	300 円/月	600 円/月	900 円/月	
	退院時共同指導加算	666 円/月	1332 円/月	1998 円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導*1を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合

3. 利用料金の目安

- ・基本料金（介護予防）訪問リハビリテーション費 20 分につき

_____ 円/回 × _____ 回 = _____ 円

- ・サービス提供体制強化加算

_____ 円/回 × _____ 回 = _____ 円

- ・短期集中リハビリテーション実施加算

_____ 円/日 × _____ 回 = _____ 円

- ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

_____ 円/月 = _____ 円

- ・交通費（約 km） _____ 円/日 × _____ 回 = _____ 円

1 ヶ月およそ _____ 円です。

◎利用料は月末締めになっております。翌月 10 日前後に請求書をお渡しいたします。現金支払いの際は、次回の訪問日に徴収させていただきます。